時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第千八百四十四號
明治廿一年二月廿四日　金曜日
舊戊子正月十三日　(乙、丑)
日出午前六時二十分
日入午後五時三十分
月出午後二時零五分
月入午前四時四十一分
滿潮午前二時零五分
滿潮午後二時四十五分
(西暦一千八百八十八年)

時事新報

東京米商會所

米の限月賣買を目して博奕同様の事と認め全國幾個所の米商會所に眼を着け唯其弊害のみを摘發して其利を言はず漠然として厭惡の情を懷くハ蓋し古學者流の弊害未だ醒めざるものとして共に文明世界の經濟論を論ずるに足らざるものなれば特に辨明を費さずして之を擱き扨今日の米商會所は如何なる有様に在るやと尋るに東京の會所の如きは殆んど斷絶に瀕んとするものの如し此有様を見て世人は何様の感を爲すや我輩は其營業の振はざるを以て營業人の不幸を悲しむに非ず天下に不繁昌の營業は甚だ多し獨り米商會所のみを吊す可きの理なしと雖も唯その不繁昌の影響する所洪大にして由て以て天下の不利と致さんことを恐るゝのみ今その次第の大略を陳べんに

第一東京は日本商賈の根本にして取引の最も盛なる地なるが故に米商會所も東京を以て恰も全國の本部とするものなり

第二米ハ日本國中第一の物產にして其賣買の洪大なる他に比類を見ず全國の收穫を三千萬石として一石の價金四圓なれば共計一億二千萬圓にして五圓なれば一億五千萬圓、迚も他の物產の及ぶ可き限りにならず政府に納る地租とても專ら米を賣りたる代價にして四千何百萬圓は必ず賣買を免かれざるものなり

第三今の全國の經濟の爲めに謀り此洪大なる物產の賣買は如何なる有様にして最も利なるやと尋るに其價をして成るべく全國に平均せしむること緊要なりとす如何となれば米作は國中何れの地方に於ても大抵皆同様の豐凶を以て同様の高を收穫するものあるが故に其價を平均するは農家に幸不幸なからしめんが爲なればなり又その價をして成るべく貴からしむること緊要なりとす如何となれば近年は農家の衰頽甚だしきが故に些少たりとも米價に騰貴を致すは自から救濟の一端なればなり

以上三個條の所記事實に於て又理由に於て相違なきものとすると此は今日東京米商會所の振はずして殆んど斷絶にも及ばんとするの有様は全國經濟の爲めに不利の甚しきものと云はざるを得ず國中の各地に米價の異なるハ運輸の便不便、需要供給の變化に從て免かる可らざるものなれども其相異なるや必ず本部の價と標準に立て其標準より上下するハ例にして例へば關西は大坂の相場に據り關東は東京を本と爲し大坂と東京と相對して東京の賣買盛なれば大坂も亦東京の相場に從ふが如き前日の事例なりしに東京の相場の微々たるが爲めに今の日本國中の相場は恰も其標準を失ふて勝手次第に自動を逞ふするが故にます〳〵不平均ならざるを得ず米の賣者たる農民の不幸と云ふ可し然かのみならず東京の米商は今の會所の事態を厭ひ盡して出入する者甚だ少く隨て其賣買の高も見るに足らざれば偶ま二三の商人が會所に行て幾高の米を賣買するときは忽ち所の相場を上下すること難からず而して會所の實こそ微々たれども其名ハ則ち日本國米相場の本部なるが故に昨今東京の相場は云々とて之を全國に傳へて各地の相場に多少の影響を及ぼすの事情なきにあらず斯の如きは則ち日本國中最第一の物產たる米の相場は東京二三商人の爲めに玩弄せらるゝものと云ふも可ならん商賈社會の異常これより甚だしきはなし又從前の事例に照らすに米なり銀貨なり又公債證書諸株式にても之を相場所に持出し其賣買盛なれば價ハ下落するよりも寧ろ騰貴するを常とす故に今日の米價も米商會所にて從前の如く取引ハ盛なるものあらば必ず幾分かの景氣を生ず可き筈なれども其寥々たるが爲めに今の價格に止まり無數の農民をして米價の低きに泣かしむるとは是れ亦甚だ堪へ難き次第なり

左れバ東京米商會所の寥々たるハ啻に會所の不幸のみならず全國經濟の點より觀察を下だして不利の大なるものたるや明に見る可し然るに其會所の振はざるハ何事に原因するやと尋れば多辨を俟たず唯その稅率の非常に重きが故なりと答へて明白なる可し抑も米商會所に限りて然る由縁は前年一時の財政略に出たる事情もあらんと雖も今日に至りては最早その賣買を抑制するの要なきのみならず正しく反對の不利を見て爭ふ可らざるの事實なるからには政府に於ても斷然舊政略を改め株式取引所も米商會所も同一様のものとして大に減稅の處分を施し其賣買をして舊時の有様に復らしむるは財政の急務なる可きのみ

官報

○東京府達第七號　　郡區役所　伊豆七嶋役所

本年(一月)當廳達第四號陸軍召集條例第百六十五條召集旅費概算取扱手續ニ左ノ二項ヲ追加ス

明治廿一年二月廿三日　東京府知事男爵高崎五六

一騎砲兵科ノ近衛後備軍點員兵員ハ近衛充員ニ召集スルモノトシ其區畫ニ合算ス

一騎砲輜重兵科ノ鎭臺後備軍點員兵員若干ヲ充員ニ召集スルモノトシ其區畫ニ合算ス但充員ノ區別人名及召集地ヘ當廳ヨリ通報スヘシ

○東京府諭達第一號

目下香港ニ於テ天然痘流行シ客月中同地ヲ經テ横濱港ヘ來着シタル船舶ニハ該患者ヲ搭載シ既ニ同港ニ於テモ多少ノ天然痘患者有之萬一種痘ヲ怠リ痘毒ノ傳播ヲ來シ候テハ不容易儀ニ付此際初種ハ勿論再三種ヲ要スルモノハ速ニ種痘ヲ行ヒ豫防ニ注意スヘシ

明治廿一年二月廿三日　東京府知事男爵高崎五六

○敍任辭令

北海道茅部山越郡長從六位　中村　修
任北海道龜田上磯茅部山越郡長
北海道龜田上磯茅部山越郡長從六位　中村　修
敍奏任官四等賜上級俸
中央衛生會委員ヲ命ス　内務省參事官　小松原英太郎
中央衛生會委員ヲ免ス　内務省參事官　荒川邦藏
北海道廳理事官兼北海道函館區長龜田上磯郡長　二木彦七
免兼北海道龜田上磯郡長(以上二月二十二日同)
内務省警保局長　清浦奎吾
宮城集治監ヘ出張ヲ命ス(二月二十二日内務省)
海軍機關少監　兒玉利實
對州出張被仰付(二月二十二日海軍省)

○天然痘景況　神奈川縣横濱區不老町二町目に於て女一名去る十七日天然痘に罹りたる旨屆出てたるにより直に避病院へ送附せり又日本郵船會社汽船東京丸乘組二等士官英國人一名同十六日天然痘に罹り在横濱獨乙國病院へ入療中なる旨屆出てたるに付き主務官吏出張の上夫々相當の處分施行せり(神奈川縣)○宮城縣に於ては縣下登米郡上沼、田沼、嵯峨立、鱒淵の四箇村に於て去月二十二日より同二十八日に至る一週間に天然痘に罹りたるもの八名あるにより衛生課員を派遣して豫防をなさしめたるに上沼村外二箇村は家宅内若くは別屋に患者を隔離し目下傳染の兆なきも鱒淵村ハ屆出の患者四人(二名ハ死亡)の外五人の患者あるを以て假に寺院を避病室に充て直ちに患者を隔離せしめ其家屋等は充分消毒を施し倘ほ豫防のため老少となく臨時種痘を施行せり其原因を調査するに嵯峨立村は未だ詳ならされども他は患者に接したるより終に感染せしものなるへしと云ふ又宮城、牡鹿、登米の三郡に於て天然痘發生の徴候あるに付き其近接せる郡村へ流傳せざるに先ち種痘規則第三條に據り臨時施痘を實施し假令一名の患者を發するも等閑に附せずして速に避病院に送致すへき旨を郡區長戸長に訓令せり(宮城縣)○三重縣伊勢國度會郡宇治に於て天然痘患者二人を發生せり該患者は岩手縣陸中國東和賀郡のものにして横濱港を經て海路去る十一日縣下に來り大廟を參拜度會郡宇治に宿泊中發患せしものなり其原因は全く横濱港にて感染せしものゝ如し該病の發するや隔離消毒の諸法を施行し且つ患者を發生せし近傍町村は直に臨時種痘を行ふ等嚴重豫防法を施行せり其後他に傳染の模様なし又此際充分に種痘を普及せしめんがため各郡衙へ夫々訓令を發したり(三重縣)○廣嶋縣に於て先般來香港に於て天然痘流行し其居留地に在ても該病に罹り死亡するもの夥多なり爾來同港より横濱港に來着せる外國船は數次該患者を搭載し來りし旨其筋より通牒あり而して目下該病發生の時季にして既に縣下に於ても點々散發するを以て此際一層種痘の普及を力め病毒の蔓延を防くへきの訓令を發布せり(廣嶋縣)

○發明煉石灰　昨年十一月廿五日官報に掲載しある横須賀造船所營舍長海軍屬熊谷直孝發明の土炭粉煉石灰は引續き之を實用に供し倘ほ亦比較試驗をも行ひたるに其成蹟總て善良にして益々有功のものなるを證するに足れり前官報にはセメントモルタルとの比較試驗を掲載せざりしが爾後此發明煉石灰と舶來各種のセメントモルタルとの比較試驗を行ひたるに其成蹟左の如し

種類	調合割合	經過日數	切斷面一ミリメートル平方ニ付破壞重	一和立坪代價
[illegible]人アルセンスポルトランドセメントモルタル	セメント 一 砂 二	水中十五日	一六〇、九ガラム	一二八、四四〇円
		水中四週間	二二一、六ガラム	
舶來雙馬印上等ポルトランドセメントモルタル	セメント 一 砂 二	水中十五日	七八、一ガラム	一〇八、六九〇円
		水中四週間	一二三、二ガラム	
舶來矢印上等セメントモルタル	セメント 一 砂 二	水中十五日	八七、九ガラム	一二五、九四〇円
		水中四週間	一二四、八ガラム	
熊谷直孝發明煉石灰	土炭粉 二 煉り石灰 一	水中十五日	八七、九ガラム	二〇、九八五円
		水中四週間	一一七、二ガラム	

凡セメントハ貯蓄法の如何によりて其性質功用を變更せし尤一樽内に於けるも其部分によりて異同を生すへきものあるを以て此比較試驗は可成的彼此同一事情の下に之を實行せしものなり

此試驗表に由りて之を觀るに熊谷直孝發明煉石灰は其價格に於ては舶來各種のセメントモルタルに比して殆と五分一或は猶ほ五分の一より低價なるも其硬化力に於ては雙馬印ポルトランドセメントモルタル及矢印セメントモルタルの伯仲間に在りて大差あることなし然らは即ち此發明煉石灰は獨り通常煉石灰に代用して其功利あるのみならず之を水中工事に供用するときは倘は舶來セメントモルタルに代用するも其價格の點に於て著しく功利あるへきと推知すへきなり(海軍省)

○茶業組合規則の件に付伺指令　靜岡縣より去る七日付を以て農商務省へ昨年十二月省令第四號茶業組合規則第三十六條中第十一條に違犯したる者は二圓以上二十五圓以下の罰金に處すとあり而して其第十一條には組合員は組合及會議所の規約を遵守し且費用を負擔す
るの義務なるも
三第三十四兩條
其規約を遵守せ
り處分する儀な
れたる儀のと伺
伺の件は前段見
縣より電報を以
據り罰せらるゝ
む者に限る儀か
にて伺の件ハ違
るゝ儀と心得へ

○布哇國渡航出
依願に應し同國
十八年以降四回
人とす今各府縣
奈川縣)

府縣名
東京府
京都府
大坂府
神奈川縣
兵庫縣
長崎縣
新潟縣
埼玉縣
群馬縣
千葉縣
栃木縣
三重縣
愛知縣
靜岡縣
滋賀縣
岐阜縣
長野縣
福島縣
宮城縣
岩手縣
青森縣
石川縣
富山縣
福井縣
島根縣
岡山縣
廣島縣
山口縣
和歌山縣
高知縣
愛媛縣
福岡縣
大分縣
熊本縣
鹿兒島縣
合　計　三、四五

(附言)右出稼人の内
者百四十三人、出生者
出稼人より本國の手
二百十四圓三十四錢
族等に下付せし總計
以上表ゝ去る十八年

○京城居留日本人
の數は百九十五人
戸數ハ五十八なり

雜

○國事犯嫌疑事件
國事犯嫌疑事件の
(廿二年)廣嶋縣士
警察署の手に拘引
類は勿論其知り合
他十名許りも引致
村氏以下は一時留
警察本部同事係
兩氏が嫌疑の次第
か國事に關係した
判にてハ古市氏ハ
ば同氏と同謀の事
よしに云ひ爲せ
日頃にして先つ同